

第104回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

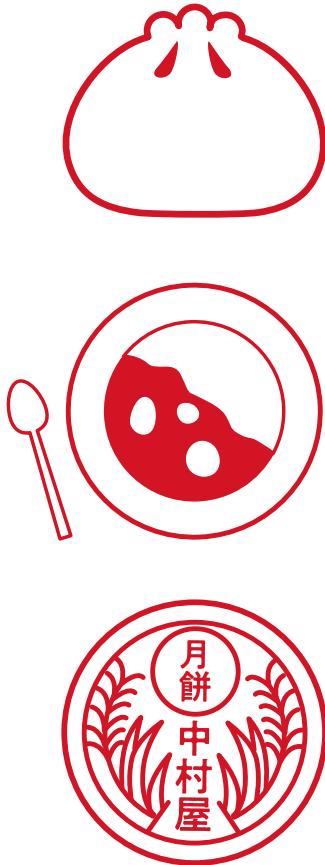
東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル
（日本都市センター会館内）
3階コスモスホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分



新宿 中村屋

変わらない「おいしい」を、いつもあたらしく。

証券コード 2204
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**
代表取締役社長 島 田 裕 之

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nakamura.co.jp/company/ir/>

(上記ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしてご確認ください。)



東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「中村屋」または「コード」に当社証券コード「2204」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。)



「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/2204/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法に関するご案内」をご参照のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル(日本都市センター会館内) 3階コスモスホール

3. 会議の目的事項

報告事項 第104期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産、お茶菓子のご用意はございません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法に関するご案内



■ 株主総会にご出席される場合

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）ので、ご注意ください。



■ 書面による議決権行使

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分送信分まで

議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

- (1) 行使期限は2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

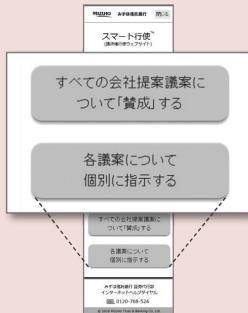
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

事前質問のご案内

本株主総会にご出席をされない株主様のご質問の機会を確保するため、下記のとおり事前質問をお受けしたいと存じます。

- ◎ いただいたご質問への回答については、ご関心の高い事項を本総会前日までに当社IRサイト (https://www.nakamura.co.jp/company/ir/shareholders_meeting.html) に掲載させていただく予定ですが、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 株主総会の報告事項または決議事項に関係のないご質問については、回答しない場合がございます。

▶ 事前質問の受付



[1] WEBサイトにてご質問いただく場合

◎ 以下のURLにアクセスいただき事前質問をお受けいたします。フォームに、必要事項およびご質問内容をご入力いただき、受付期限までにご送信ください。

【必要事項】

- ① お名前 ② 株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ③ 質問内容

事前質問受付用URL ▶ <https://www.nakamura.co.jp/inquiry/n1901qa.cgi>

※ QRコードからURLにアクセスすることも可能です。

事前質問サイト



[2] 郵送（書面）にてご質問いただく場合

◎ ご質問については書面でもお受けしております。必要事項およびご質問内容をご記載いただき、以下の送付先に受付期限までに到着するようご送付ください。

【必要事項】

- ① お名前 ② 株主番号（議決権行使書用紙をご確認ください。） ③ 質問内容

【ご郵送先】

〒160-0023
東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
西新宿三井ビルディング
株式会社中村屋 総務・法務部 宛

質問受付期限

2025年6月18日（水曜日） 午後5時30分到着分まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮のうえ、当期の業績に応じた適宜配分を検討させていただくことを基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、普通配当として1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 70円 総額 404,340,720円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任の取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任	しまだひろゆき 島田裕之	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任	かぎやまとしひこ 鍵山敏彦	取締役兼専務執行役員 経営全般担当兼品質保証室統括室長	100% (13回/13回)
3	新任	ひろなかまさひろ 弘中雅裕	執行役員 経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長	—
4	再任	なかやまひろこ 中山弘子	社外 独立役員	100% (13回/13回)
5	再任	ふじもとさとし 藤本聡	社外 独立役員	100% (13回/13回)

候補者番号 1 しまだひろゆき
島田裕之 (1970年4月1日生) 再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
 2014年4月 当社市販食品部長
 2017年4月 当社執行役員食品事業部統括部長
 2019年4月 当社執行役員菓子・食品事業部門統括部長
 2021年4月 当社執行役員菓子・食品営業部門統括部長
 2022年6月 当社代表取締役兼社長執行役員
 2024年4月 当社代表取締役社長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

■所有する当社の株式数
5,000株

■取締役会出席回数
13回/13回 (100%)

島田裕之氏は、当社の菓子・食品事業部門における豊富な経験と実績を有しており、執行役員菓子・食品営業部門統括部長を経て、2024年4月より代表取締役社長を務めております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指し、理念経営を実践し、新しい価値の創造に向けた挑戦を推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

かぎ
鍵

やま
山

とし
敏

ひこ
彦

(1958年7月23日生)

再任



■所有する当社の株式数

2,900株

■取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 当社入社
2014年4月 当社菓子事業改革推進室長
2017年4月 当社執行役員菓子事業部統括部長
2019年4月 当社執行役員菓子・食品事業部門統括部長
2020年4月 当社執行役員業務改革室統括室長兼総務・法務、広報・CSR業務担当
2020年6月 当社執行役員業務改革室統括室長兼品質保証室統括室長兼総務・法務、広報・CSR業務担当
2021年4月 当社執行役員総務・法務、広報・CSR業務担当
2022年4月 当社執行役員総務・人事部門統括部長
2022年6月 当社常務執行役員経営企画室統括室長兼RD企画室統括室長兼総務・人事部門統括部長
2023年4月 当社常務執行役員 経営全般担当
2023年6月 当社取締役兼常務執行役員 経営マネジメント室担当
2024年4月 当社取締役兼常務執行役員 経営全般担当
2024年6月 当社取締役兼専務執行役員 経営全般担当
2025年4月 当社取締役兼専務執行役員 経営全般担当兼品質保証室統括室長現在に至る

取締役候補者とした理由

鍵山敏彦氏は、当社のマーケティング、営業、物流、総務、人事、業務改革等多岐にわたる豊富な経験と実績を有しており、執行役員菓子事業部統括部長を経て、2025年4月より取締役兼専務執行役員経営全般担当兼品質保証室統括室長を務めております。当社の業務に精通し、企業価値向上に資する取組みを推進しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3 ^{ひろ}弘 ^{なか}中 ^{まさ}雅 ^{ひろ}裕 (1966年3月22日生)

新任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年1月 当社入社
 2013年7月 当社FF事業マーケティング部長
 2023年4月 当社執行役員経営推進部門統括部長
 2024年4月 当社執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長
 現在に至る

■所有する当社の株式数
 1,800株

取締役候補者とした理由

弘中雅裕氏は、当社の生産部門、研究開発およびFF事業部における豊富な経験と実績を有しており、執行役員経営推進部門統括部長を経て、2024年4月より執行役員経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長を務めております。企業経営の諸問題に精通し、当社の経営基盤の整備を進めており、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4 ^{なか}中 ^{やま}山 ^{ひろ}弘 ^こ子 (1945年2月6日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1967年4月 東京都入都
 1999年6月 同人事委員会事務局長
 2001年7月 同監査事務局長
 2002年11月 新宿区長
 2007年6月 東京エコサービス株式会社取締役社長（代表取締役）
 2015年6月 小田急電鉄株式会社取締役（非常勤）
 2016年4月 特別区人事委員会委員長
 2016年6月 当社取締役（非常勤）
 現在に至る
 2019年3月 株式会社東急レクリエーション取締役（非常勤）

■所有する当社の株式数
 500株

■取締役会出席回数
 13回/13回（100%）

社外取締役候補者とした理由

中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づき幅広い知見を有しております。2016年6月より当社の社外取締役を務めており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

ふじ
藤

もと
本

さとし
聡

(1957年7月28日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社富士銀行入行
2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長
2004年5月 同行企業第一部長兼企業第三部長
2008年4月 同行執行役員営業第二部長
2010年4月 同行常務執行役員営業担当役員
2012年3月 東京建物株式会社常務取締役
2013年6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員
2015年6月 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤）
2015年8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤）
現在に至る
2017年6月 安田倉庫株式会社監査役（非常勤）
現在に至る
2017年6月 当社監査役（非常勤）
2022年6月 当社取締役（非常勤）
現在に至る

■所有する当社の株式数

500株

■取締役会出席回数

13回／13回（100%）

社外取締役候補者とした理由

藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しております。当社社外監査役を経て、2022年6月より当社の社外取締役を務めており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中山弘子、藤本 聡の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
中山弘子氏 9年
藤本 聡氏 3年
4. 中山弘子、藤本 聡の両氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
5. 中山弘子、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 中山弘子、藤本 聡の両氏に期待する役割は、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくこととなります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任の監査役のうち日向 研氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ひゅうが
日向

けん
研

(1959年2月24日生)

再任

社外

独立役員



略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年4月 安田信託銀行株式会社入行
 2009年4月 みずほ信託銀行株式会社営業店業務部長
 2010年4月 同行執行役員大阪支店長
 2012年4月 同行常務執行役員
 2014年4月 みずほトラストオペレーションズ株式会社取締役社長
 2014年6月 株式会社インフォメーションディベロプメント監査役（非常勤）
 2016年6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役副社長
 2020年4月 中央大学大学院戦略経営研究科2020年度客員教授
 2020年6月 日本株主データサービス株式会社代表取締役社長
 2022年6月 当社監査役（非常勤）
 現在に至る

■所有する当社の株式数

0株

■取締役会出席回数

12回／13回（92%）

■監査役会出席回数

12回／13回（92%）

社外監査役候補者とした理由

日向 研氏は、長年に亘る金融機関等の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しており、当社の業務に対し幅広く客観的・中立的な見地から適切な監査を行っていただいております。2022年6月より当社の社外監査役を務めており、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 日向 研氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 日向 研氏は、当社の社外監査役候補者であります。
 3. 当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）
 日向 研氏 3年
 4. 日向 研氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する金額としております。
 5. 日向 研氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。日向 研氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

【第2号議案・第3号議案が承認された場合の取締役会の体制およびスキルマトリックス】

取締役・監査役のスキルマトリックス図

本株主総会終了後の取締役会を構成する取締役、監査役が有する経験・専門性は、下記のスキルマトリックス図のとおりです。

氏名		属性		経験・スキル							
		性別	独立役員	企業経営	開発・生産	マーケティング・営業	財務・会計・IT	法務・リスクマネジメント	人事・労務・人材開発	不動産管理・運用	ESG・サステナビリティ
取締役	島田 裕之	男		●		●			●		
	鍵山 敏彦	男						●	●		●
	弘中 雅裕	男			●	●	●	●			●
	中山 弘子	女	●						●		●
	藤本 聡	男	●	●			●	●		●	
監査役	齊藤 正樹	男				●					●
	日向 研	男	●	●			●				
	小川 直樹	男	●					●			●

主要なスキル	選定理由
企業経営	中長期的な成長戦略を策定し、遂行するためには、企業経営全般に関する知識・経験・実績などが必要と考えています。
開発・生産	独自価値を追求し、安全・安心でどこよりもおいしい商品を提供していくためには、技術のイノベーションが不可欠であり、その経験・見識が必要と考えています。
マーケティング・営業	多様化する消費者ニーズを的確に捉え、当社ならではの独自価値をお届けするためには、マーケティング戦略に関する経験・見識が必要と考えています。
財務・会計・IT	企業価値向上に向けた財務戦略の策定ならびに新たなビジネスモデルの創出には、財務・会計分野ならびにデジタル分野における知識・経験が必要と考えています。
法務・リスクマネジメント	企業価値向上の基盤となる適切なガバナンス体制を確立させ、ステークホルダーからの信頼を得るためには、リスク管理・コーポレートガバナンス等における知識・経験が必要と考えています。
人事・労務・人材開発	中村屋ブランドを磨き上げ、戦略を実行していくためには、人材・組織分野における経験、知識が必要と考えています。
不動産管理・運用	中村屋の資産である土地・建物を有効的に活用していくためには、不動産管理・運用に関する知識・見識が必要と考えています。
ESG・サステナビリティ	ビジョンの実現・持続的成長において、サステナビリティ分野における知識・経験が必要と考えています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことに備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

はし もと かつ のり
橋 本 克 紀 (1967年9月25日生)



略歴、地位および重要な兼職の状況

1990年8月 当社入社
2019年4月 当社経営企画室長
2021年4月 当社経理部担当部長
2023年4月 当社R D企画室長
2024年4月 当社内部監査室担当室長
2024年6月 当社内部監査室長
現在に至る

■所有する当社の株式数
400株

補欠監査役候補者とした理由

橋本克紀氏は、長年に亘り経理業務に携わっており、財務および会計に関して相当の経験と見識を有しており、今回、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋本克紀氏は、補欠の社内監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。橋本克紀氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険の契約期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大に加え、政策による雇用・所得環境改善の効果もあり、緩やかな回復が見られました。一方で、米国の経済政策転換や中国経済の低迷、地政学リスクなど依然として先行きが不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社は経営理念「真の価値を追求し、その喜びを分かち合う」のもと、「中期経営計画－中村屋2027ビジョン－」に掲げた戦略に基づき、経営目標達成に向けた取組みを進めました。

具体的には、中華まんビジネスにおいて、春夏向けの新商品を発売することでさらなる需要の掘り起こしを図り、売上の拡大につなげました。菓子ビジネスでは、日常使いの‘デイリー菓子’について、他社とのコラボレーション商品の展開や高付加価値商品の取扱販路を拡げること増収を図るとともに、親しい間柄で贈り合うギフトの需要拡大に対応しました。食品ビジネスでは、消費者の嗜好や利用シーンの変化に対応すべく、主力のレトルトカレーや中華調理用ソースの改良や品揃え強化を行うとともに、業務用販路において拡大する中食業態への提案を強化し、売上確保に努めました。また、2024年10月にリニューアル10周年を迎えた新宿中村屋本店では、期間限定商品の発売や記念イベントを実施しました。SNSなどでの反響も大きく、新たな中村屋ファンの獲得とブランドイメージの発信につなげました。

これらの取組みに加え、原材料価格の高騰をはじめとする様々な利益圧迫要因に対し、商品の価格や規格の見直しを実施するとともに、アイテムの絞り込みによる製造コスト低減や工場稼働率の平準化を推進し、収益体質の強化を図りました。

以上のような取組みを行いました。消費意欲を十分に喚起するまでには至らず、当事業年度における売上高は、37,248百万円 前年同期に対し522百万円、1.4%の減収となりました。

利益面につきましては、売上高は減収となったものの、収益体質の強化を図った結果、営業利益は1,070百万円 前年同期に対し240百万円、28.9%の増益、経常利益は1,277百万円 前年同期に対し281百万円、28.3%の増益、当期純利益は885百万円 前年同期に対し480百万円、118.4%の増益となりました。

売上高	37,248百万円	(前期比	522百万円減	1.4%減)
営業利益	1,070百万円	(前期比	240百万円増	28.9%増)
経常利益	1,277百万円	(前期比	281百万円増	28.3%増)
当期純利益	885百万円	(前期比	480百万円増	118.4%増)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子類では、ギフト商品全般のパッケージデザインを見直し、手軽さと上質感の向上を図ると同時に、「月の菓」をはじめとする主力商品の品質改良を実施しました。また、焼菓子の新商品「月のしらべ」「あんバターパイ」を発売し、品揃えの強化を進めました。夏のデザート類では、手軽な価格帯の「夏いろか」を新発売することで、変化するギフト需要への対応に努めました。

日常使いの‘デイリー菓子’類では、「ご褒美喫茶」シリーズの品質・パッケージ改良や他社とのコラボレーション商品を展開し、拡販を図りました。また、メディアに取り上げられ話題となった「逸品どら焼」に続いて「逸品カステラ」を新たに発売し、素材や製法にこだわった独自価値の高い商品のラインナップを増やしました。

中華まん類では、量販店販路を中心に個包装のまま電子レンジで温められる手軽さをアピールし、年間を通じた拡販を目指すとともに、お客様により様々なシーンで中華まんを楽しんでいただけるよう「担々肉まん」「塩レモン肉まん」「てりやきチキンまん」などの新商品を発売しました。あわせて主力商品「肉まん」「あんまん」の品質改良を行い、商品力の強化に努めました。コンビニエンスストア販路では、「肉まん」「ピザまん」など基本商品の改良や「明太もちチーズまん」「ルーローまん」といったバラエティ豊かな商品の発売により売場展開の強化を目指すとともに、人気キャラクターとコラボレーションした商品を期間限定で展開し、顧客層の拡大を図りました。

新宿中村屋本店「スイーツ&デリカBonna^{ボンナ}」では、リニューアル10周年イベントとして、期間限定で「できたて手包み肉まん」「できたてサンド月餅」の実演販売を行いました。

店舗展開では、キャラメルスイーツ専門店「CARAMEL MONDAY^{キャラメルマロンド}」において、季節限定商品の発売やターミナル駅構内・商業施設での催事出店を継続的に実施することで、ブランド認知度の向上ならびに土産需要への対応に努め、売上拡大を目指しました。

以上のような営業活動を行いました。収益体質の強化を目的としたアイテムの絞り込みや不採算店舗の閉鎖を進めたことにより、菓子事業全体の売上高は減収となりました。

(食品事業)

市販食品では、より多様化する消費者のニーズに対応するための取組みを進めました。レトルト食品類においては、主要商品の品質向上を図るとともに、「インドカレー」シリーズに電子レンジ調理対応の新商品「バターチキン」を投入し、簡便性が高い商品のラインナップを充実させることで、売上の拡大に努めました。また、2024年2月の発売以来ご好評をいただいている、味わいの濃さ・深さを追求した「THE 濃厚」シリーズでは、新商品「ブラックスパイシー」を発売し、新たな顧客層の獲得に努めました。中華調理用ソース「本格四川」シリーズでは、パッケージデザインのリニューアルを行い、ブランド訴求を強化しました。

業務用食品では、レストランで培った調理技術を活かし、中食・内食販路へ向けた開発・提案を継続して推進しました。コンビニエンスストア向けでは、夏のキャンペーン限定の新商品「チキンカレー」を発売し、売上の確保につなげました。また、会員制倉庫型小売チェーン向けでは、レトルトカレーの展開に加え、フードコートのメニューとしてスープが採用となり、拡販につながりました。さらに、専門店小売業チ

ェーン向けでは、前年メディアに取り上げられ高い評価を得たPB商品のレトルトカレーが引き続き好調に推移し、売上の拡大に大きく貢献しました。

直営レストランでは、新宿中村屋本店「カジュアルダイニング^{グランナ}Granna」^{マanna}「レストラン&カフェManna」において、リニューアル10周年を記念し、スパイスを使ったインドの食文化をお楽しみいただけるオリジナルカリーのセットやコースを期間限定で販売しました。「オリーブハウス」では、季節感のあるメニューを発売し、お客様の満足度向上に努めることで集客力の強化を図りました。

以上のような営業活動を行った結果、食品事業全体の売上高は増収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業では、商業ビル「新宿中村屋ビル」において快適で賑わいのある商業空間の提供に努め、満室稼働の維持につなげました。

また、武蔵工場の敷地の一部に設定した事業用定期借地権や、旧東京事業所跡地の一般定期借地権による地代收入により、安定した売上を確保しました。

以上のような営業活動を行った結果、不動産賃貸事業の売上高は増収となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 103 期 (2024年 3 月期)	第 104 期 (当期) (2025年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	27,497 ^{百万円}	26,834 ^{百万円}	△663 ^{百万円}	△2.4%
食 品 事 業	9,443	9,497	54	0.6
不 動 産 賃 貸 事 業	830	917	87	10.5
合 計	37,770	37,248	△522	△1.4

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

エ. 対処すべき課題

景気は緩やかな回復傾向が見られるものの、原材料・エネルギー価格の高止まりや物流業界をはじめとする労働力不足の深刻化、貿易摩擦などによる世界経済の不確実性の高まりなど、当社を取り巻く環境は依然として先行きの不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の中、当社は、2023年に策定した「中期経営計画－中村屋2027ビジョン－」で掲げた戦略に基づき、経営目標達成に向けた取組みを進めております。

具体的には、中華まんビジネスでは、中華まんが年間を通じて「手軽に食べられる食」として定着するための取組みを続けるとともに、発酵・包餡技術を活かした新商品を開発・発売していきます。食品ビジネスにおいては、事業拡大に向けた営業戦略の見直しや新定番となるレトルト食品の創出に努めるとともに、調理技術の効果的な活用と原材料高騰への対応を目的とした規格の見直しを行っていきます。菓子ビジネスにおいては、日常使いの‘デイリー菓子’定着に向けてラインナップの充実を進めるとともに、利益改善のための商品政策の見直しや物流・営業体制の効率化に取り組んでいきます。

また、「ものづくり」に関する技能伝承のためのマイスター制度や社内コミュニケーションの促進によってエンゲージメントを高め、人的資本の最大化を図り、戦略を着実に実行していきます。さらに、食の安全・安心を確保するための品質保証体制の強化を進めていきます。以上の取組みを通じて利益体質のビジネスモデルに変革させ、企業としての価値向上および財務的な体力の強化を実現します。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2027ビジョン	独自価値の量産化によりレストランクオリティ、専門店品質の「食」をお届けし、人々から選ばれる中村屋への再興を果たす 独自価値 = 手間ひまをいとわないおいしさのつくりこみ × あたらしい食の喜びと感動
戦略実行の土台	バリューチェーン・インフラの再構築：商品化のスピードアップ、供給の安定化・効率化
	ブランド・人財育成への投資：独自価値の体現や顧客接点の強化、実行を担う人財育成・企業文化醸成
事業の姿	中華まんビジネス 食品ビジネス 菓子ビジネス 冬の季節商品から脱却し年間の定番商品を目指す 様々な「中食」の提案でゆとりある食生活に貢献する 高付加価値な菓子で日常に彩りを添える

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 101 期 (2022年 3 月期)	第 102 期 (2023年 3 月期)	第 103 期 (2024年 3 月期)	第 104 期 (当期) (2025年 3 月期)
売 上 高	33,058 ^{百万円}	35,554	37,770	37,248
経常利益 (△損失)	63 ^{百万円}	△78	996	1,277
当期純利益 (△損失)	233 ^{百万円}	△28	405	885
1株当たり当期純利益 (△損失)	39.02 ^円	△4.73	68.24	152.52
純 資 産 額	26,084 ^{百万円}	25,742	26,606	27,038
1株当たり純資産額	4,376.10 ^円	4,318.94	4,581.73	4,680.85
総 資 産 額	42,143 ^{百万円}	42,480	43,518	43,509

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主 要 な 商 品 ・ 事 業 内 容
菓 子 事 業 (72.0%)	中華まん、和・洋焼菓子、米菓、水ようかん・ゼリー等、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食 品 事 業 (25.5%)	市販食品 (レトルトカレー、中華ソース等)、業務用食品 (カレー、パスタソース等)、南欧風料理店、洋食店
不 動 産 賃 貸 事 業 (2.5%)	商業ビルおよび土地の賃貸

(5) 主要な営業所および工場等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 新 宿 区	中 央 営 業 所	東 京 都 新 宿 区
東 京 事 業 所	東 京 都 新 宿 区	大 阪 営 業 所	兵 庫 県 伊 丹 市
神 奈 川 工 場	神 奈 川 県 海 老 名 市	福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市
埼 玉 工 場	埼 玉 県 久 喜 市		
つ く ば 工 場	茨 城 県 牛 久 市		
武 蔵 工 場	埼 玉 県 入 間 市		

(6) 従 業 員 の 状 況

事 業 区 分	従 業 員 数			前 期 末 比 増 減
	男 性	女 性	合 計	
菓 子 事 業	378 ^名	118 ^名	496 ^名	30 ^名
食 品 事 業	83	13	96	△2
不 動 産 賃 貸 事 業	1	—	1	—
全 社 共 通	134	65	199	△8
合 計	596	196	792	19

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均459名おります。

(7) 主 要 な 借 入 先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
 (2) 発行済株式の総数 5,976,205株
 (3) 株 主 数 12,886名 (前期末比170名増加)
 (4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	656 ^{千株}	11.4 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	420	7.3
株式会社みずほ銀行	279	4.8
三井不動産株式会社	180	3.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	139	2.4
株式会社ニッポン	130	2.3
日東富士製粉株式会社	124	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	115	2.0
中村屋従業員持株会	98	1.7
株式会社セブンイレブン・ジャパン	70	1.2

(注) 当社は、自己株式199,909株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	鈴 木 達 也	経営全般担当
代 表 取 締 役 社 長	島 田 裕 之	
取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員	鍵 山 敏 彦	
取 締 役	中 山 弘 子	ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)
取 締 役	藤 本 聡	
常 勤 監 査 役	齊 藤 正 樹	弁護士
監 査 役	日 向 研	
監 査 役	小 川 直 樹	

- (注) 1. 取締役中山弘子、藤本 聡の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役日向 研、小川直樹の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 4. 取締役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 5. 監査役日向 研氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 6. 監査役小川直樹氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 7. 当期中に退任した取締役
 2024年6月27日付
 取締役兼執行役員 伊 賀 義 晃
 8. 当期中に新たに就任した監査役
 2024年6月27日付
 監 査 役 齊 藤 正 樹
 9. 当期中に退任した監査役
 2024年6月27日付
 監 査 役 小 田 川 聡
 10. 取締役中山弘子、藤本 聡の両氏および監査役日向 研、小川直樹の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2025年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 職 業
執 行 役 員	鈴 木 克 司	SCM部門統括部長
執 行 役 員	河 野 奈 美 江	経営戦略部門統括部長兼文化・事業創造室統括室長
執 行 役 員	弘 中 雅 裕	経営推進部門統括部長兼海外事業開発室統括室長
執 行 役 員	太 田 憲 治	マーケティング部門統括部長
執 行 役 員	水 野 豊 司	本店・飲食・EC部門統括部長
執 行 役 員	春 江 達 夫	生産部門統括部長
執 行 役 員	本 多 大 輔	営業部門統括部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることや、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないこと等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を一部改定しており、その概要は以下のとおりになります。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、同業種他社等の報酬水準、従業員給与等とのバランスを勘案し、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、健全なインセンティブの一つとして機能することを目的に業績連動制度を採用し、役位に応じ、基本報酬（固定報酬、業績連動報酬）および業績連動賞与により構成されております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

(イ) 固定報酬

固定報酬は、役員報酬の基本方針に基づき策定した役員報酬基準により、役位に応じた報酬を支給しております。

(ウ) 業績連動報酬・業績連動賞与に係る指標

業績連動報酬に係る指標は、全社の営業利益であり、役員報酬基準に基づき、役位に応じて、算定した報酬を支給しております。また、業績連動賞与に係る指標は、当期純利益であり、役員報酬基準で定められた支給財源および達成度合に応じて、個人別の支給額を決定しております。

(エ) 交付時期

基本報酬は、年額報酬を12等分して毎月支給する。また、業績連動賞与は、毎年7月に支給しております。

(オ) 報酬種類ごとの割合

基本報酬の支給割合の決定の方針は、固定報酬を約8割、業績連動報酬を約2割の比率としております。また、業績連動賞与は、基本報酬と算定方法が異なることもあり、支給割合の方針には加えないこととしております。

(カ) 報酬等の決定に関する事項

当社は取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会を設置しております。同委員会において、取締役の個人別報酬決定の手続き、役員報酬基準および業績連動報酬の適正性等につき審議し、取締役会に答申します。取締役会は、その内容を踏まえ取締役の報酬等を決定しております。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会にて、取締役の個人別報酬決定の手続き、役員報酬基準および業績連動報酬の適正性等につき審議し、取締役会に答申し、報酬委員会にて決定するプロセスを経ているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

ウ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会決議は、2007年6月28日の第86回定時株主総会であり、その内容は、月額報酬を年額報酬に改め、取締役9名に対し取締役の報酬総額を年額240,000千円以内、監査役4名に対し監査役の報酬総額を年額48,000千円以内で支給することとしております。

エ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、強い収益体質を構築するため、本業の利益を示す営業利益と最終的な利益を示す純利益を重視し、指標として採用しております。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、2023年度の営業利益830,473千円と各人別の担当業績であります。また、当事業年度における業績連動賞与に係る指標の実績は、2023年度の純利益実績405,109千円であります。

オ. 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	146,749 (11,590)	127,188 (11,590)	19,561 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,950 (8,400)	23,950 (8,400)	- (-)	4 (2)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 取締役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 (非常勤)	中山 弘子	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	藤本 聡	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	日向 研	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、長年に亘る金融機関の役員としての経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	小川 直樹	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。
- イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。
- ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- エ. 内部通報制度として、「中村屋ヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。
- オ. 内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証する。
- カ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制を構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。
- キ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な

要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア。「危機管理基本規程」に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図る。

イ。代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ。当社は、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために生産工場にFSSC22000等の規格を導入し、食品安全マネジメントシステムを運用する。

エ。不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、その運用を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア。執行役員制度をより一層充実させ、部門ごとの責任を明確化する。そのうえで経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ。「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ。常勤取締役で構成する経営会議の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア。監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。

イ。監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。

ウ。監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ア. 内部監査室が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。
- イ. 取締役、執行役員、内部監査人は会社に重大な損失を及ぼす恐れのある事象の発生、または違法・不正行為を発見したときは監査役に報告する。
- ウ. 当社の内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- エ. 当社の内部通報制度の運用により、監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。
なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役は執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。
- イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。
- ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。
- エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織であるコンプライアンス・リスク管理担当者委員会を9回、コンプライアンス・リスク管理委員会を5回開催し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制を構築し、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理担当者委員会において、リスク環境の変化に対応するため、「危機管理基本規程」に基づくリスクアンケートを実施し、重度のリスクの選定と対応すべきリスクの優先順位づけを行うとともに、事業継続計画について継続的な見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は13回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する経営会議は4回開催し、重要案件を審議しております。執行役員会は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告およびコンプライアンス・リスク管理担当者委員会等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、2022年より推進してきた「2022年—2024年 中期経営計画」を、外部環境や戦略を実行するうえでの課題への対応を図るため、2027年までの期間を含めた「中期経営計画—中村屋2027ビジョン—」として再構築しました。

新たな中期経営計画では「手間ひまをいとわないおいしさのつくりこみ」と「あたらしい食の喜びと感動」を当社ならではの価値と位置づけ、量産品にも関わらずレストランや専門店で提供するような高い品質の食を届けることを目指しております。そのために、商品化のスピードアップや供給の安定化・効率化に向けた企画・開発から物流、販売に至るまでのバリューチェーンを再構築するとともに、戦略実行を担う人材の育成や企業文化の醸成、経営システムの強化に取り組み、組織能力を高めています。あわせて、価値を伝えるための顧客接点の強化、競争優位性のある商品の提供・拡販に注力し、事業戦略の実行を加速させております。

そのうえで、当社の収益の柱である中華まんビジネスにおいて、発酵・包餡技術をいかした新たなチーム食品の開発・発売による春夏の市場開拓を進め、課題である上半期の売上拡大を図っております。食品ビジネスでは、調理技術をいかして「レストランクオリティ」を体現し、「インドカレー」・「本格四川」(麻婆豆腐)シリーズに次ぐレトルト食品ブランドを確立するとともに、大手小売業との共同開発に取り組みしております。菓子ビジネスでは、市場ニーズを踏まえ、高付加価値商品の開発を推進し、ギフト商品のカジュアル化と日常使いの「デイリー菓子」の拡販を進めております。以上のような取組みを通じて、新たな顧客開拓ならびに利益改善を図っております。

さらに、2023年2月に設置したサステナビリティ委員会が中心となり、食の安全・安心の確保と環境に配慮した活動を展開することで、中村屋ブランドをより強固なものにするるとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに常勤取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、執行役員会を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

非連結会社に移行したことに伴い、2019年4月に当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告しております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、前記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2023年6月29日開催の当社第102回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模

買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後のみ開始されるものとします。大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を

交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年としておりますので、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,202,339	流動負債	4,475,367
現金及び預金	2,616,883	買掛金	1,234,747
売掛金	4,368,594	リース負債	91,944
半導体製品	1,434,975	未払金	1,357,747
仕掛品	13,763	未払費用	486,192
原材料	44,127	未払法人税等	43,745
前払費用	1,886,646	未払事業所税	9,972
前払金	261,017	未払消費税等	130,116
前払費用	152	前払引当金	36,079
未収収益	235,292	賞与引当金	388,014
未収入金	93,962	固定負債	11,995,638
仮払入金	238,826	リース負債	403,101
	8,103	繰延税金負債	3,713,084
固定資産	32,306,614	退職給付引当金	555,552
有形固定資産	24,375,373	資産除去債務	254,002
建物	7,332,274	長期前受取	6,538,734
構築物	643,621	保証	531,166
機械及び装置	2,066,271	負債合計	16,471,006
車両運搬具	978	純資産の部	
工具器具及び備品	206,009	株主資本	24,244,442
土地	13,072,558	資本金	7,469,402
リース資産	966,694	資本剰余金	8,099,120
建設仮勘定	86,969	資本準備金	6,410,455
無形固定資産	255,530	その他資本剰余金	1,688,664
ソフトウェア	74,763	利益剰余金	9,321,826
公共施設利用権	110,906	その他利益剰余金	9,321,826
ソフトウェア仮勘定	69,861	固定資産圧縮積立	3,072,570
投資その他の資産	7,675,710	別途積立	5,204,932
投資有価証券	6,529,882	繰越利益剰余金	1,044,323
関係会社株	536,056	自己株式	△645,906
長期前払費用	1,631	評価・換算差額等	2,793,506
長期前払費用	14,199	その他有価証券評価差額金	2,793,506
その他の引当金	595,573	純資産合計	27,037,947
貸倒引当金	△1,631	負債及び純資産合計	43,508,953
資産合計	43,508,953		

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		37,247,627
売上原価		23,548,758
売上総利益		13,698,868
販売費及び一般管理費		12,628,452
営業利益		1,070,417
営業外収益		
受取利息	252	
受取配当金	196,286	
雑収入	51,162	247,700
営業外費用		
支払利息	21,351	
支払補償費	9,000	
為替差損	29	
控除対象外消費税等	7,348	
雑損	3,324	41,052
経常利益		1,277,064
特別利益		
投資有価証券売却益	122,767	122,767
特別損失		
固定資産売却損	127	
固定資産除却損	7,218	
減損	174,748	182,093
税引前当期純利益		1,217,738
法人税、住民税及び事業税	85,130	
法人税等調整額	247,661	332,791
当期純利益		884,947

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	自己株式	その他利益剰余金			
2024年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	8,785,294	△548,484	23,876,434	2,729,284	26,605,718
当事業年度中の変動額									
税率変更に伴う影響額		△71,103		△71,103	-		△71,103		△71,103
剰余金の配当					△348,415		△348,415		△348,415
当期純利益					884,947		884,947		884,947
固定資産圧縮積立金の取崩					-		-		-
自己株式の取得						△97,421	△97,421		△97,421
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								64,222	64,222
当事業年度中の変動額合計	-	△71,103	-	△71,103	536,532	△97,421	368,008	64,222	432,230
2025年3月31日残高	7,469,402	6,410,455	1,688,664	8,099,120	9,321,826	△645,906	24,244,442	2,793,506	27,037,947

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2024年4月1日残高	3,185,823	5,204,932	394,538	8,785,294
当事業年度中の変動額				
税率変更に伴う影響額	△39,411		39,411	-
剰余金の配当			△348,415	△348,415
当期純利益			884,947	884,947
固定資産圧縮積立金の取崩	△73,842		73,842	-
当事業年度中の変動額合計	△113,253	-	649,785	536,532
2025年3月31日残高	3,072,570	5,204,932	1,044,323	9,321,826

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | | |
|---------------------|------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| | その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの |
| | 市場価格のない株式等 | 時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | | 移動平均法による原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| (3) 固定資産の減価償却の方法 | 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| | 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| | リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。 |
| | 長期前払費用 | 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| (4) 引当金の計上基準 | 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| | 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| | 退職給付引当金 | 従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(数理計算上の差異の費用処理方法)
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

ア. 菓子事業

主に当社が製造した和菓子類、洋菓子類及びパン類の販売を行っております。

菓子事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、概ね当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、菓子事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

イ. 食品事業

主に当社が製造した業務用食材類、市販用食品類及び調理缶詰類の販売を行っております。

食品事業においては、顧客との販売契約に基づき、受注した製商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製商品の引渡時であることから、当該製商品の引渡時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、製商品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領しております。

なお、食品事業における製商品の販売について、協賛金等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該協賛金等の見積額を控除した金額で算定しております。この協賛金等の見積額は、事後的に決定されることが多いことから、過去の同様の取引において発生した金額を基礎にして算定しております。

ウ. 不動産賃貸事業

当社が所有する商業ビル及び土地の賃貸を行っております。

不動産賃貸事業においては、賃貸借契約に基づく賃貸借期間に渡り、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) 固定資産の評価

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	24,375,373千円
無形固定資産	255,530千円
減損損失	174,748千円

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食及び菓子店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失を認識すべきと判断された資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該差額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額によっており、正味売却価額は主に不動産鑑定評価に基づき算定し、使用価値は翌事業年度以降の事業計画を基礎として算定しております。

(イ) 主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能性の見積りにおける主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画及び正味売却価額の算定に用いる市場価値であります。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

市場の動向や事業計画の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす場合があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

ア. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、個別注記表「6. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

イ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社では、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来の課税所得等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(イ) 主要な仮定

将来の課税所得の見積りについては、主に取締役会にて承認された翌事業年度以降の事業計画を基礎としております。

なお、事業計画に含まれる主要な仮定は、市場環境を考慮した将来の売上高の予測であります。

(ウ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	23,805,257千円
----------------	--------------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (千円)
生産設備 (食品事業)	建物、建物附属設備、機械及び装置、器具及び備品、建設仮勘定	神奈川県海老名市	170,245
菓子店舗 (菓子事業)	機械及び装置、器具及び備品	東京都渋谷区	1,201
飲食店舗 (食品事業)	機械及び装置	東京都新宿区 他	3,303

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食及び菓子店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産を、キャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,976,205株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 199,909株

(3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	348,415	60.00	2024年3月31日	2024年6月28日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	404,341	70.00	2025年3月31日	2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	213,363千円
退職給付引当金限度超過額	1,117,423
一括償却資産限度超過額	15,828
未払事業税	20,865
減損損失	307,435
投資有価証券評価損	78,701
資産除去債務	3,953
その他	374,120
繰延税金資産小計	2,131,688
評価性引当額	△136,644
繰延税金資産合計	1,995,044
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,412,845
その他有価証券評価差額金	△1,280,218
固定資産評価替差額金	△2,490,186
退職給付信託資産	△472,800
その他	△52,079
繰延税金負債合計	△5,708,128
繰延税金負債の純額	△3,713,084

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が122,224千円増加し、法人税等調整額が14,567千円増加、その他有価証券評価差額金が36,554千円減少しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節の変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクがあります。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクがある金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、35.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	6,498,237	6,498,237	－
資産計	6,498,237	6,498,237	－
リース債務	495,045	436,667	△58,378
負債計	495,045	436,667	△58,378

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等	567,701

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
売掛金	4,368,594	－	－	－
合計	4,368,594	－	－	－

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
リース債務	91,944	80,876	79,000	176,122	55,943	11,160
合計	91,944	80,876	79,000	176,122	55,943	11,160

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,498,237	-	-	6,498,237
資産計	6,498,237	-	-	6,498,237

イ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	-	436,667	-	436,667
負債計	-	436,667	-	436,667

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設及び工場用土地の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

店舗施設については、使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。また、工場用土地については、使用見込期間を契約期間(20年)と見積もり、割引率は20年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	257,460千円
時の経過による調整額	1,070千円
資産除去債務の履行に伴う減少額	△4,528千円
期末残高	254,002千円

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル(土地を含む)、東京都及び埼玉県において賃貸用不動産(土地)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2025年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は91,487千円及び賃貸用土地に関する賃貸損益は東京都が304,300千円、埼玉県が56,793千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、自社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸用不動産(埼玉県)	541,611	—	541,611	661,000
賃貸用不動産(東京都)	8,770	—	8,770	8,960,000
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	9,659,046	△62,790	9,596,256	13,800,000

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	405,035千円
持分法を適用した場合の投資の金額	311,111千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△93,515千円

11. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	菓子事業	食品事業	不動産 賃貸事業	
一時点で移転される財又はサービス	26,833,570	9,497,097	－	36,330,667
顧客との契約から生じる収益	26,833,570	9,497,097	－	36,330,667
その他の収益	－	－	916,960	916,960
外部顧客への売上高	26,833,570	9,497,097	916,960	37,247,627

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,680円85銭
1株当たり当期純利益金額	152円52銭

13. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 智 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宇 田 川 和 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - 一 取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査室長を監査役会に定期的に招聘し、監査の実効性と効率性の向上を図りました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMooreみらい監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、Mooreみらい監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社中村屋 監査役会

常勤監査役 齊藤 正樹 ㊟

社外監査役 日向 研 ㊟

社外監査役 小川 直樹 ㊟

以上

第104回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」**麹町方面** 出口1より徒歩4分
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」
紀尾井町方面 出口9a 出口9bより徒歩3分
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。
出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」 出口5より徒歩4分
→出口5は、エスカレーターが設置されています。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

本年より会場外の係員は配置しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。